

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 9月20日

島根県知事 丸山 達也 殿



提出者

住 所 雲南市木次町里方1100 - 6

氏 名 雲南広域連合

広域連合長 石 飛 厚 志

電話番号 0854 - 42 - 0481



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公共下水道・汚泥共同処理施設「雲南クリーンセンター」
事業場の所在地	雲南市木次町里方568
計画期間	令和6年 4月 1日～令和8年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	88 廃棄物処理業（下水汚泥等の脱水処理）
②事業の規模	939 m ³ （令和5年度処理委託量のうち公共下水道汚泥分）
③従業員数	（委託先業務従事者 4名）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・廃棄物処理業（下水汚泥の脱水処理） 雲南広域連合管内の市町から搬入される下水道を主として、し尿・浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥をそれぞれの受入槽毎に受入れる → 汚泥脱水機により脱水汚泥と分離液（隣接する雲南市の木次三刀屋浄化センターで処理後放水）に分ける → 脱水汚泥は委託業者において、運搬し、炭化処理による処分、又は堆肥再生処理による堆肥化（再資源化）している。

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
【雲南広域連合】 副連合長 連 合 長 副連合長 介護保険課 雲南消防本部(雲南消防署) 総 務 課 環境衛生課 (奥出雲消防署) (飯南消防署) 雲南クリーンセンター			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	排 出 量	17,036 t	t
	(これまでに実施した取組) ・施設に持ち込まれた下水道汚泥等を汚泥脱水機により脱水汚泥と分離液に分けることで排出する廃棄物の減量化を図っている。 ・脱水機を含む施設のメンテナンスを実施して、汚泥の脱水化を行っている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	排 出 量	14,566 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・脱水機を含む施設のメンテナンスを実施して、脱水汚泥化を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別していない		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	15,988 t	t
	(これまでに実施した取組) ・施設に持ち込まれた下水道汚泥等を汚泥脱水機により脱水汚泥と分離液に分けることで排出する廃棄物の減量化を図っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	13,670 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引続き持込される汚泥の脱水処理を行い、減量化に努める。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	全処理委託量	939 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	783 t	t
	再生利用業者への処理委託量	156 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・雲南圏域の公共下水道、農業集落排水、浄化槽汚泥に加え、生し尿を収集し、一括で脱水処理を行い、放流水と脱水汚泥に分離している。 ・発生する脱水汚泥は鳥取県内の廃棄物処理業者での委託処理と、一部産業系副産物利用を行っている。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	下水汚泥等	
	全 処 理 委 託 量	7 5 8 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	6 3 5 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	1 2 3 t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引続き雲南圏域の公共下水道、農業集落排水、浄化槽汚泥に加え、生し尿を収集し、一括で脱水処理を行い、脱分離液と脱水汚泥に分離処理を行う。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。